

武蔵村山市第六次生涯学習推進計画（素案）に対する意見公募要領

1 意見公募の対象案件名

武蔵村山市第六次生涯学習推進計画

2 意見公募の目的

武蔵村山市第六次生涯学習推進計画の策定に当たり、より市民のニーズに即したものとするため、素案に対する意見を広く市民から募集するもの。

3 意見公募の対象者

意見等を提出することができる者は、いずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する者

4 公表の時期及び方法

- (1) 公表の時期
令和7年12月18日(木)
- (2) 公表の方法
市報、ホームページ、市役所文化振興課窓口、市役所市政情報コーナー、緑が丘出張所、市民総合センター、各図書館、緑が丘ふれあいセンター等

5 意見等の提出方法

- (1) 提出先
武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課
〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1
ファクス番号 (042) 566-2619
- (2) 提出方法
提出の手段は次のいずれかによる方法とする。

- ア 持参
- イ 郵便
- ウ ファクシミリ
- エ 市ホームページ専用フォーム

(3) 留意事項

意見等のほか記載する内容は次に掲げる項目とし、当該事項については、意見公募の対象者の要件の確認及び提出された意見等の内容に不明な点があった場合の連絡のみに利用するものとする。

ア 氏名
イ 年齢
ウ 住所
エ 連絡先（電話番号、ファクス番号又は電子メールアドレス）

(4) その他

氏名及び住所等、個人情報は公表しない。

6 意見等の受付期間

令和7年12月18日(木)から令和8年1月16日(金)までとする。

7 提出された意見等への対応

提出された意見等は、武蔵村山市第六次生涯学習推進計画の策定に向けた手続きに当たり十分に考慮する。なお、意見等に対する提出者への個別の回答は行わない。

8 意見公募の結果の公表

武蔵村山市第六次生涯学習推進計画の策定に至った際は、提出された意見等（特定の個人を識別できる情報その他の武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条に規定する非開示情報に該当する部分を除く。）及び当該意見等を考慮した結果を公表する。